

■特に優れた業績による返還免除候補者の推薦 よくある質問

問い合わせ内容	問い合わせ内容詳細	回答
返還免除申請書類について	申請者本人が作成することとなっている様式は、すべて自署が必要か。	自署は必要ありません。ただし、PC入力等で作成する場合であっても、大学等第三者が本人に代わって作成することは認められません。必ず申請者本人が作成してください。
特に優れた業績項目一覧について	「(6) 授業科目の成績及び修業年限の短縮」Aの「修得科目の成績がすべて「優」以上である。」の項目について、「不可」があった場合には業績として認められないのか。	履修科目全てが「優」以上であることを想定しています。大学院では「評価なし」（学修簿上で★と表示されるもの）の判定が可能であることから、「不可」の評価がある場合には、原則、履修登録誤り等の特段の事情があつたものではなく成績不良によるものと考えます。「不可」の評価があることに特段の事情がある場合には事前にご相談ください。なお、成績証明書には「不可」が表示されないためご注意ください。
	「(7) 研究又は教育に係る補助業務の実績」について、学内での非常勤講師や学外でのTA・TFとしての活動があった場合は業績として認められないのか。	業績として認められます。学内での非常勤講師はA②、学外でのTA・TFはB③により評価できるものと考えます。
論文等の表彰について	特に優れている学位論文が学会で表彰され、また学会誌・学術雑誌にも掲載された場合、その一つの論文をA①、B②、B④等複数の評価項目に該当することとしても良いか。	問題ありません。ただし、当該論文が、自身が作成した著書、データベース等に基づいて執筆されている場合、 <u>「(4) 著書、データベース、その他の著作物」の業績を重複して評価することはできません。</u>
	学部時代に執筆した論文が修士課程在籍時に表彰等された場合、修士課程における業績として評価しても問題ないか。	この場合、 <u>論文を執筆した学部時代の業績と見なされるため、修士課程における業績には当たりません。</u> 執筆から表彰等までが同一の課程で完結している場合のみ、業績として評価することができます。
学会の中止等による代替措置について	発表予定だった学会がコロナ禍で中止になり、中止の代替措置として発表内容がHPで掲載されている。この場合、「学会での発表」の業績に含めることができるのか。また、業績として認められる場合、業績を証明する資料は、中止となった旨の通知及び原稿が掲載されているHP画面で問題ないか。	業績に含めることができます。証明資料は、プログラムの写し（申請者の氏名等が確認できるもの）等で問題ありません。プログラム作成前に中止が決定となり写しの提出が難しい場合は、「発表予定だったが中止となった」ことが確認できる書類をご提出ください。（判断に迷う場合は、事前にご相談ください。）
	海外の学会で発表予定があった学生について、学会自体は開催されたが、コロナの影響による大学独自の渡航制限等により学会へ出席できなかった。この場合、業績として認められるのか。	業績として認められます。中止になったときと同様、プログラムの写し（申請者の氏名等が確認できるもの）等発表予定だったことが確認できるものを資料として添付してください。なお、学会開催当時、現地への渡航が制限されていたことを証明する書類は不要です。
民間の給付奨学金や外部資金の獲得について	学会発表による受賞・表彰としての獲得ではない、またはJASSO奨学金を辞退する必要のない給付奨学金（公募型など）や外部資金の獲得については、記入する欄がないが業績として認められないのか。	業績として認められます。これらの業績は、様式1には記入欄が用意されていないため、「学位論文その他研究論文」の「 <u>学会での発表</u> 」欄に記入してください。なお、博士課程においては、これらの業績とは別にガイドラインを満たす業績が無ければ申請要件を満たさないのでご注意ください（表彰や辞退等の無い奨学金等の獲得は、ガイドライン記載の要件には該当しません。）。
	各種フェローシップに採択されたことを業績とする場合、「北海道大学奨学金返還免除候補者選考基準」内の「（1）A②独立行政法人日本学術振興会及び民間財団が公募している競争的資金の獲得がある」、「（1）A④その他各研究科で認められた業績がある」のどちらになるか。	（1）A②の業績として取り扱うことが適切であると考えます。ただし、学院として他の項目で評価することが適切と判断した場合は、他の項目で評価することを妨げるものではありません。なお、フェローシップ採択は「博士課程の業績評価に関するガイドライン」記載の要件には該当しませんのでご注意ください。

■特に優れた業績による返還免除候補者の推薦 よくある質問

問い合わせ内容	問い合わせ内容詳細	回答
アソシエイト人材フェローシップ、次世代AI博士人材フェローシップ、EXEX博士人材フェローシップへの採択を業績として提出する場合の選考基準について	フェローシップに採択された学生が、フェローシップの支援開始時に第一種奨学金を辞退した場合、ガイドラインの（4）に該当すると考えて良いのか。	該当しません。JASSOの令和4年2月15日付け文書「特に優れた業績による奨学金返還免除制度（博士課程の業績評価に関するガイドライン）に関するQ & A」のQ3に同様の事例の記載がありますが、上記のとおり、本学ではガイドライン記載の要件には該当しないものとして取扱います。
	修士課程在籍者でフェローシップに内定している者が、修士の貸与終了時返還免除に申請する際、フェローシップへの内定を業績として記載してもよいか。	フェローシップへの内定は、それ 자체を業績と認めるることはできません。フェローシップについて、採択されたことを博士課程の業績としてのみ評価してください。
学術振興会特別研究員への内定について	修士課程在籍者で学術振興会特別研究員に内定している者が、修士の貸与終了時返還免除に申請する際、学術振興会特別研究員への内定を業績として記載してもよいか。	学術振興会特別研究員への内定は、それ 자체を業績と認めるることはできません。なお、例えば内定を得た修士課程在籍者が9月に短縮修了し、10月から博士課程に進学、翌年度4月から採択となる場合、博士課程在籍時の10月～3月の間に第一種奨学金を借りていたのであれば、学術振興会特別研究員への採択を博士課程の業績として評価することは可能です。
返還免除内定者について	博士課程の内定者についても、推薦時には「博士課程の業績評価に関するガイドライン」を満たす必要があるのか。	内定者は当該ガイドラインを満たしていないとも推薦可能です。この場合、様式2の表面「◆特に優れた業績の該当項目」欄は(11)に○を付すこととなります。
	内定者が推薦に値する業績を挙げていない、または一切の業績を挙げていない場合でも、当該者を推薦しなければならないのか。	内定者から返還免除の申請があった場合には必ず推薦してください。大学の裁量により内定者を推薦しないことは、制度上想定されていません。なお、内定者は業績が一切無い場合でも推薦可能です。この場合、上記と同様、様式2の表面「◆特に優れた業績の該当項目」欄の(11)に○を付してください。
	通常、休学をしないで留年した場合には内定取消となるが、交換留学のように休学せずに留学し、卒業予定期が延長された場合も内定取消となるか。	内定取消となります。
	令和4年度以前に第一種奨学生として採用され、博士課程返還免除内定者となっている者が、令和5年度からフェローシップの支援を受けることになったが、返還免除申請の対象となるか。	令和4年度以前に第一種奨学生として採用され内定者となっている方は、フェローシップの支援を受けている場合でも、内定を取り消されることなく、返還免除申請の対象となります。なお、令和5年度以降に第一種奨学生として採用された学生で、フェローシップの支援を受けた場合は、返還免除申請の対象外となります。